

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表のよくある問い合わせについて

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所(保険者)番号	23*0000000	令和〇〇年〇〇月審査分				令和〇〇年〇月〇〇日			
事業所(保険者)名	●●サービス事業所					●頁 愛知県国民健康保険団体連合会			
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内容	備考
239999 ××保険者	1234567890 ヒコソウヤ1	請	RO.5	15		4,428	B	証書記載保険者番号: 市町村の認定変更が未決定	12PA
239999 ××保険者	1234567890 ヒコソウヤ1	請	RO.5	15		4,428	B	被保険者番号: 市町村の認定変更が未決定	12PA

質問：12PA「市町村の認定変更が未決定」とあるが、何が間違っているかわからない。

回答：要介護（支援）認定変更が決定していない被保険者の給付管理票及び請求明細書が提出されたため、当該エラーとなりました。

・変更申請結果の通知を受けた翌月以降、決定後の要介護（支援）度で再請求してください。

【例】

変更申請日	結果の通知	保険者から本会への 受給者（認定情報）登録	明細書等の提出月	審査結果
5月15日	7月4日	8月4日	7月	返戻（12PA）
5月15日	6月20日	8月4日	7月	返戻（12PA）
5月15日	6月20日	7月4日	7月	正当（他に不備がない場合）

変更申請結果の通知を受けた翌月であっても、保険者から本会への受給者（認定情報）登録が未登録の場合、決定後の要介護（支援）度で請求しても12PAエラーで返戻となることがありますのでご注意ください。